

## 農地転用許可申請書の届出書一覧

### 農地法第4条(自作地の農地転用)・農地法第5条(所有権移転、貸借権設定を伴う農地転用)

	書類名	留意事項	通数
	①許可申請書		2
	②土地登記事項証明書	法務局より。全部事項証明書に限る。 ※住所、氏名が変更となっている場合は経過がわかる書類	1
	③土地の地番を表示する図面(原則公図)	法務局より。	1
	④附近見取図	縮尺 1/50,000 ないし 1/10,000 程度のもの	2
	⑤建物設計図(平面・立面)	1. 建設予定建物・施設等の面積・位置・距離等を表示すること 2. これらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設物間の位置・距離等を表示すること	2
	⑥建物配置図		2
	⑦進入路・用排水施設・その他施設の位置図		2
	⑧事業実施に必要な資力及び信用があることが確認できる書面	融資証明、残高証明等。必ず申請者(5条の場合は譲受人)の名義のものを用意。 ※通帳の写しの場合は、原本証明をしてください。	1
	⑨土地改良区の意見書	地区理事の意見を受けた後、小渋川土地改良区(事務所は豊丘村にあります)に意見書交付願を提出し、改良区の意見書をもらってください。	1
	⑩井水組合の確認書	関係するすべての井水組合の同意をもらってください。 ※井水組合の同意の有無は、地元農業委員・推進委員へ確認ください。	1
	⑪確約書		1
	⑫地元農業委員又は農地利用最適化推進委員の確認及び意見書	①～⑪までの書類が用意できた最後に、地元農業委員又は農地利用最適化推進委員の意見書をもらってください。	1
	その他 ※必要に応じて	・土地所有者同意書・耕作者同意書 ・関係法令の許認可等に関わる申請書写し等 ・水利権者等関係権利者同意書 ・賃貸借契約書 ・事業計画書・工事工程表・抵当権者同意書 他 ※特殊な案件によっては、ここに記載してある書類以外のものを用意して頂く場合があります。	

### 隣接農地耕作者に対する事前説明を必ず行ってください。

☆農地転用許可申請書は毎月15日締めです。⑨⑩⑫の意見書等は交付できるのに2日程度かかりますので、時間に余裕をもって連絡してください。

☆経営移譲年金受給者の場合、年金が止まることがあります。

### 法人の場合

- ①定款又は寄附行為
- ②法人の登記事項証明書
- ③事業計画書

### 山林へ転用する場合

- ①写真  
転用前の様子が分かる写真を一筆に2枚添付してください。
- ②植林計画書

### 事業計画面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上の場合

- ①工事工程表

### 事業地内に道水路がある場合

- ①地区内道路水路の処置に係る所管部署との調整を証する書面